

令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルーム  
リニューアルに伴う機器更新公募型プロポーザル  
募集要領  
(機器選定・購入、空間提案)

令和8年6月

菊池市教育委員会 社会体育課

## 第1章 概要

### 1.1 プロポーザルの概要

#### (1) 趣旨

菊池市総合体育館は、本市の生涯スポーツ振興および市民の健康増進を支える中核施設として、極めて重要な役割を担っている。その心臓部であるトレーニングルームは、年間約1万人の利用者を数え、市民の身体機能の維持・向上や健康寿命の延伸に大きく寄与している。

しかしながら、現行のトレーニング機器は設置から年数が経過しており、老朽化に伴う機能低下や安全面への懸念が喫緊の課題となっている。

本事業は、トレーニング機器を全面的に刷新し、将来にわたり市民が安心して利用できる最適な運動環境を整備することで、健康増進のさらなる推進を目的とする。

については、施設の規模・特性および現状の利用状況を精査した上で、機器の最適構成、安全性、空間の有効活用等に関し、高度な技術力と専門的見地からの提案を募り、最も適切と判断される者を選定するため、本プロポーザルを実施する。

#### (2) 件名

令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルームリニューアルに伴う機器更新

#### (3) 提案内容

①トレーニング機器等の選定（提案、調達、搬入、設置）

②空間イメージ図の作成（トレーニング機器の配置、導線、内装、色調、床材補強の必要性）

※詳細は、別紙「令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルームリニューアルに伴う機器更新仕様書」に記載。

#### (4) 契約期間

本契約確定の翌日から令和9年2月26日まで

#### (5) 設置（納入）場所

菊池市亘538番地2

菊池市総合体育館トレーニングルーム

142.4 m<sup>2</sup>

※別紙平面図参照。

### 1.2 見積上限額

33,672,100円以内（消費額及び地方消費税込み）

### 1.3 参加要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 公告の日から審査結果通知書交付の日までの間において、本市から指名停止措置を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成22年条例第2号）第2条第4号及び第5号に該当する者並びに第6号に該当する不当介入を行った者でないこと。
- (6) 本市令和7・8年度菊池市競争入札参加資格者名簿（運動用具）に登録済みであること。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等）が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
- (8) 過去5年間に於いて、本市、他自治体及び民間施設においてスポーツ器具等の備品を納入した実績を有すること。

#### 1.4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルにおける手続き等の実施スケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合がありますので、その場合は事前に連絡する。

項目	期日・期間等
公告日	令和8年6月25日（木）
質疑書提出期限	令和8年7月10日（金）午後5時まで
質疑書に対する回答期限	令和8年7月17日（金）午後5時まで
提案参加申込書類及び技術提案書類の提出期限	令和8年7月27日（月）午後5時まで
一次審査結果の通知・公表	令和8年7月31日（金）
二次審査 （プレゼンテーション）	令和8年8月6日（木）【予定】
審査選定結果の通知・公表	令和8年8月10日（月）【予定】

#### 1.5 担当窓口（問い合わせ先）

菊池市役所 教育委員会 社会体育課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

担当者：富田、井上

TEL：0968-25-7234

E-Mail：[shakaitaiiku@city.kikuchi.lg.jp](mailto:shakaitaiiku@city.kikuchi.lg.jp)

## 第2章 選定方法及び審査方法

### 2.1 選定方法

本プロポーザルにおける優先契約候補事業者の選定は、令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルームリニューアルに伴う機器更新公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

- (1) 選定委員会の委員は、本市職員5名で構成する。
- (2) 選定委員会の審査は、一次審査及び二次審査の二段階審査方式で実施し、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者をサービス提供に係る「優先契約候補事業者」として決定する。

審査基準等に関する詳細は、選定委員会において定める。

- ・一次審査：提案参加申込書類の内容（会社情報、業務実績等）
- ・二次審査：一次審査で選定された者から、技術提案書に基づくプレゼンテーションの内容及び価格

### 2.2 審査及び評価対象

技術提案書にかかるプレゼンテーション等を実施した後、下記の評価項目により評価を行い、評価点数（合計点数）の最も高い提案者を優先契約候補事業者として選定する。

ただし、価格点を除く採点結果の合計点が配点の50%未満の場合は、相対順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者とはしない。

なお、応募が1者だった場合、取りやめる。

#### (1) 一次審査

評価内容は別途、選定委員会で定める。

一次審査評価項目・配点（評価点）で審査・評価を行う。

一次審査の採点結果の上位3事業者について、二次審査を行う。ただし一時審査の配点の50%未満の場合は、上位3事業者であっても二次審査は行わず、優先契約候補事業者とはしない。

#### (2) 二次審査

評価内容は別途、選定委員会で定める。

一次審査で選定された者から、一次審査の評価点に技術提案書に基づくプレゼンテーションの内容及び価格の評価点を加えた合計の評価点で優先契約候補事業者を選定する。

※プレゼンテーションについて

- ・日時：「4. プロポーザル実施スケジュール」のとおり
- ・実施場所：時間及び場所は、対象事業者に別途連絡する。
- ・プレゼンテーションに出席できる者は3名以内とし、提案機材のメーカーの参加は1名以内とする。
- ・プレゼンテーションの時間は30分以内とし、質疑を15分程度とする。ただし、準備及び出退に要する時間は含めない。
- ・プレゼンテーションは、提出された技術提案書に沿って説明をし、画面の表示を行うなど操作や利用のイメージが伝わるものとする。

・プレゼンテーションに使用する機材等は各事業者で準備すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは市で準備する。なお、接続端子はHDMIとする。変換アダプタ等は各事業者で準備すること。

### 2.3 選定結果の通知

プロポーザルに参加した事業者については、電子メール等により選定結果を通知する。  
なお、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 2.4 選定結果の公表

選定結果の通知後、市ホームページ等において結果を公表する。公表内容は次のとおりとする。

- (1) 優先契約候補事業者名
- (2) 評価点

## 第3章 提案参加申込

### 3.1 提出書類

- ① 様式1 提案参加申込書様式2 誓約書
- ① 様式3 会社概要
- ② 様式4 業務経歴書
- ③ 様式5 入札参加停止措置等状況調書
- ④ 様式6 業務協力会社体制（役割分担）予定
- ⑥ 国税及び地方税等（都道府県税及び市町村税）の滞納がないことを証する書類  
※証明書の発行日は、提出日の3か月以内のものであること。  
※証明書は、写しでも可能とする。
- ⑦ 登記事項証明書  
※法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」  
※証明書の発行日は、提出日の3か月以内のものであること。

### 3.2 技術提案に関する書類について

#### (1) 提出書類

- ① 令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルームリニューアルに伴う機器更新技術提案書
- ② 技術提案に基づく見積書 ※機器別の単価の記載必要。なお、「機器本体価格」と「搬入・設置」に係る経費を明瞭に区分して記載すること。

#### (2) 令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルームリニューアルに伴う機器更新技術提案書の作成要領

「① 令和8年度菊池市総合体育館トレーニングルームリニューアルに伴う機器更新技術提案書」は任意様式により、令和8年度菊池市総合体育館トレーニング機器購入仕様書に基づき原則様式を横向きで作成し仕様書に準じて作成すること。

なお、作成においては以下の点に留意すること。

- ・ 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。

- ・ 原則、日本工業規格A 4版の用紙を用いて横向き両面印刷とすること。
- ・ ページ番号を付すこと。
- ・ 総ページ数は、表紙、目次を含めて20ページ以内とすること。ただし、中表紙は総ページ数には含めない。

### 3.3 提出について

#### (1) 提出する書類

「10. 提案参加申込書類について」に記載した書類一式

「12. 技術提案に関する書類について」に記載した書類一式

#### (2) 提出部数等

紙原本 8部

PDFデータ

#### (3) 提出期限

令和8年7月27日（月）午後5時まで

#### (4) 提出先及び方法

提出は、担当窓口（問い合わせ先）までとし、紙原本の提出は、持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。PDFデータの提出方法は、DVD等媒体による提出またはダウンロード方式とする。なお、提出された媒体は返還しない。

### 3.4 質疑書について

#### (1) 提出書類

① 様式7 質問書

② 添付資料（必要に応じて）

#### (2) 提出部数

各1部

#### (3) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

#### (4) 提出先及び方法

提出は、担当窓口（問い合わせ先）までとし、方法はメール（ダウンロード方式可）又は持参とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、メールは、担当窓口（問い合わせ先）記載のE-Mailに期限内必着とする。

※ 当該E-Mailは、添付ファイルにパスワードが設定されている場合は受信できない。

#### (5) 回答

市ホームページにて公表する。

### 3.5 その他の書類について

提案参加申込書類一式を提出後、提案を辞退する場合は、速やかに「様式8 辞退届」を、担当窓口（問い合わせ先）まで、提出すること。

## 第4章 契約の締結

提案の内容と本市の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による仮契約を行う。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者とし同様の交渉を行うこととする。

また、契約は以下の条件で行うものとする。

- (1) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等があった場合や「参加要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがある。
- (2) 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する市議会の議決事項であるため、仮契約を締結し、市議会の議決後、本契約となる。なお、議会の議決を得られなかった場合は、市長は、この仮契約に基づく一切の責任を負わない。
- (3) 本業務の受託者は、菊池市会計規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規則第57条の規定に該当する場合は除く。）
- (4) 随意契約による契約を行うにあたっては、菊池市会計規則等に基づくものとする。

## 第5章 その他

### 5.1 その他の事項

- (1) 技術提案に係る一切の経費は事業者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は返却しない。なお、選定作業に必要な範囲において複製することがある。また、菊池市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがある。
- (3) 提出書類に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。ただし、その場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有すること。
- (4) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 本案件期間中に「参加要件」に抵触するに至った場合
  - ② 見積上限額を超える見積書を提出した場合
  - ③ 提出書類一式に虚偽の記載をした場合
  - ④ 本募集要領に規定した事項を遵守せずに提案を行った場合
  - ⑤ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
  - ⑥ 一事業者で複数の提案をした場合
  - ⑦ 法令並びに菊池市個人情報保護法施行条例等、菊池市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
  - ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
  - ⑨ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - ⑩ 二次審査のプレゼンテーションで技術提案書の内容を著しく変更した提案を行った場合
- (6) 技術提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する

意向があるものとする。

- (7) 期限後あるいは審査経過に関する質問等は一切受け付けない。
- (8) 本プロポーザル期間中に、本市が要請する来庁（提出書類等の提出等）を除き、本市職員に対する本プロポーザルに係る接触は、一切禁止する。
- (9) 技術提案にあたっては、現地の状況を十分に把握し提案を行うこと。施設を視察する際は、事前に担当窓口へ連絡すること

## 5.2 遵守事項

- (1) 本市から得た資料・情報等を、他に流用・提供等することを固く禁ずる。
- (2) 提案を辞退した事業者、又は審査の結果、本市との契約に至らなかった事業者は、本市から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。